

# 用語解説

## アダプト・プログラム

アダプトとは、養子縁組のことです。道路や公園など公共空間を住民が養子に見立て、愛情を持って面倒みる、という意味です。アメリカのテキサス州で生まれた制度で、継続的に公共空間の美化運動を進めるため、市民団体と行政が覚書を結び、このことを広く知らせ、あわせてポイ捨てを防止するための看板を行政が設置します。

本市においては、清掃などの美化活動を対象とした一般型、企画段階から維持管理までの活動を対象とした創造型、民地内にある町のシンボリックな文化財等の美化を対象とした文化財型の3パターンがあります。

## アドバイザー

助言を行う人のこと。

## アプローチ

取り組み方のこと。

## NPO

Non-Profit Organization の略称です。日本語では、「非営利団体」になります。「非営利団体」にも多種多様な団体がありますが、一般的にNPOと言った場合、「民間の非営利活動団体」を表します。民間(市民)が主体となって、自発的かつ継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体ということになります。

ボランティアとNPOは、自発的に社会に貢献するという点においては同じですが、ボランティアは基本的に「個人」を表します。それに対して、NPOは「組織」を表します。

なお、NPOの中で法人格を取得したものを、特定非営利活動法人(NPO法人)といい、狭義のNPOとして用いることがあります。

## オムニバスタウン計画

バスの有する多様な社会的意義(マイカーに比べて、ひと・まち・環境にやさしい)が発揮されることによって快適な交通、生活の実現をめざすまちづくりを推進するため、バス利用の推進を図るための計画を指します。市が中心となって、国・県・県警・道路管理者・バス事業者が一体的に取り組む計画で、国の指定を受けると国土交通省や警察庁の一体的な支援が受けられます。

「オムニバス」とは、乗合バスの語源です。

## 介護保険

高齢化が急速に進行している中で、介護を必要とする人が増える一方、介護する人の高齢化も進み、家族だけで介護を行うことは非常に難しくなっています。

介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられるしくみを創ろうとするものです。

本市においては、岐阜市老人保健福祉計画に基づいてサービスの提供を図ります。

## 岐阜県福祉のまちづくり条例

岐阜県は、高齢者や障害者はもとよりすべての県民が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる福祉のまちづくりを推進するため、県、市町村、事業者そして県民の責務を明らかにし、やさしい心と思いやりの気持ちを育む施策などを規定したほか、建築物などのバリアフリーについて整備基準を設けています。この条例は、1998(平成10)年4月1日に施行されました(新築建物などの届出制については10月施行)。

## 岐阜市障害者計画

障害者基本法第7条の2第3項に定める計画であり、保健・医療・福祉、教育など、障害者に直接対応する分野はもちろんのこと、障害者雇用における民間企業、バリアフリーをめざす建設関係など、障害に携わる様々な人々の共通理解をめざすものです。

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念とし、「完全参加と平等の実現」「自立の促進」「市民の参画とともに創る社会の実現」を基本目標として掲げています。

1997(平成9)年3月に策定されています。

## 岐阜市総合計画

地方自治法第2条第4項に基づく計画であり、岐阜市における総合かつ計画的な行政運営を図るための計画です。その役割は計画的な市政運営を図る上での最上位指針であり、まちづくりを推進する上での市民・事業者・行政の連携協力の基本指針です。2003(平成15)年度、新計画が策定されました。

## ぎふ市民健康基本計画

市民一人ひとりの健康の向上をめざす市民参画による市民主体の新しい健康づくり運動です。

みんなが明るく元気に生活できる社会の実現のために、一人ひとりが選択しながら健康の実現や満足度を高める取り組みを社会のあらゆる団体や機関が支援し、市民、団体、行政が協働して健康づくりをすすめることを理念とし、「早死の減少」と「健康寿命の延伸」を基本目標として掲げています。

2002(平成 14)年 3 月に策定されています。

## 岐阜市老人保健福祉計画

介護保険法に基づく介護保険事業計画、老人保健法に基づく老人保健計画、および老人福祉法に基づく老人福祉計画の 3 つの法定計画を包含する計画です。

「健康で安心して暮らせる長寿社会の創造」を基本理念として掲げ、高齢者に対する各種事業や生きがい対策、さらに老人保健法の保健事業などについての方針を定めるとともに、要支援・要介護認定者に提供するサービスの基盤整備などの計画的な推進をめざします。

2003(平成 15)年 3 月に策定されています。

## ぎふ 21 世紀エンゼルプラン

岐阜市の次代の担い手となる市民の育成を目指し、「21 世紀を担う市民の創造」を基本理念として、子どもと家庭への支援を社会全体で推進するために策定したものです。

基本目標に「子どもが健やかに生まれ育つ家庭環境の整備」「地域の連帯に基づく子育ての推進」「子どもののびやかな心とからだの育成」を掲げ、子育て支援策の基本的な方向を示しています。

1998(平成 10)年 3 月に策定されています。また、今後は、2003(平成 15)年 7 月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づいて、その行動計画を 2004(平成 16)年度に策定します。(P.72 参照)

## 協働のまちづくり指針

地方分権の進展や少子高齢社会の到来など、さまざまな社会背景が「協働のまちづくり」の必要性を、これまで以上に大きく重要性を高めてきました。この指針は、新たな住民自治を展望しつつ、市民と行政が「協働のまちづくり」を進めるための共通の指針です。(P.67 参照)

2003(平成 15)年度に策定されました。

## 居宅サービス

介護保険給付対象のサービスのうち、要支援・要介護者が在宅で暮らせるよう支援するためのサービス。主なものに、訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)などがあります。

介護保険制度には他のサービスとして「施設サービス」があり、主なものに特別養護老人ホームなどがあります。

## グループホーム

介護保険給付対象となるサービスの一つ。要介護者で比較的軽度の痴呆の状態にある者が 5~9 人で共同生活を営む住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいいます。なお、知的障害者や精神障害者のグループホームも制度化されています。

## ケアプラン

介護保険制度における、要介護者等や家族の希望を取り入れて作成される利用者のニーズと生活上の課題解決のための、具体的なサービス計画のことを指します。

## KJ法

日本の文化人類学者である川喜田二郎氏が考案した、創造的な問題解決の手法の一つであり、考案者の頭文字をとって名付けられました。

自由な討論の中で出されたアイデアや意見などを 1 枚ずつカードに書き込み、内容の近いカードを集めてグループ化していき、小グループから中グループ、大グループへと図解していきます。こうした作業により、テーマの解決に役立つひらめきを生み出していこうというものです。

## 権利擁護

自らの意思を表示することが困難な知的障害者や痴呆性高齢者などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいいます。

## 合計特殊出生率

1 人の女性が一生のうちに生む平均的な子どもの数です。15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率(各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合)の合計から計算します。

現在の人口を維持するためには、この合計特殊出生率が 2.08 以上である必要があるとされています。

## 高齢化率

全人口における高齢者(65歳以上)人口の割合のことを指します。

## コミュニケーション

言葉や文字などの手段により視覚・聴覚に訴えて、意思・感情・思考を伝達し合うこと。

## コミュニティ

共同生活のための地域集団のこと。

一定の地域に居住し、共通の感情を持つ人の集団のこと。

## コミュニティセンター

地域住民がお互いにふれあい活動する場、また生涯学習の場としての拠点です。

本市においては現在7つのコミュニティセンターがあり、地域住民による自主的な運営がなされています。現在、(仮)北東部コミュニティセンターが建設中です。

## コミュニティバス

通常の路線バスやタクシーでは埋めにくい、比較的少量なきめ細かい地域の公共交通需要に対応するためのバスによる移送サービスであり、その導入は今後の検討課題となっています。

## 在宅介護支援センター

在宅の高齢者の介護予防や、生活の支援について身近に相談できる施設です。必要に応じて、在宅福祉サービスの申請を行うこともでき、在宅での介護を支援するための介護用品等の展示も行っています。

本市には、基幹型が1ヶ所(社会福祉協議会)、地域型が17ヶ所あり、社会福祉法人、医療法人などが運営しています。

## サークル

ある物事を一緒に行う仲間の集まりのこと。同好会など。

## サポーター

援助する人のこと。

## サロン活動

(「ふれあい・いきいきサロン」を参照)

## 支援費制度

社会福祉基礎構造改革の一環として、2003(平成15)年度より「措置制度」から移行された、障害者福祉サービスの制度です。

障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約により利用する仕組みとしたものです。

## 事業評価システム

本市において実施されている様々な行政施策や事業について、その必要性や重要性を評価するための、本市において構築されているシステムのことを指します。

## システム

体系・系統、組織や制度のこと。

## 自治会(連合会)

単位自治会は、一定の地域に住む人たちが、明るく住み良い豊かな町づくりを目指し、地域における生活上の諸問題、身近な環境整備や安全、福祉などいろいろな問題の解決に取り組むとともに、夏祭りや運動会等いろいろなレクリエーションを通じ、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な団体です。(1991(平成3)年4月2日、地方自治法の一部改正に伴い、町内会・自治会は一定の手続のもと認可地縁団体として、法人格を取得することができるようになっています。)

自治会連合会は、単位自治会間の連携を図るために、概ね地区の単位に形成された組織です。

## 市民活動

市民活動とは、一般的に次のように定義されています。

社会の主役としての役割と責任に目覚めた市民が、防災、福祉、環境、まちづくり、国際交流などの様々な課題を解決に向かって自ら主体的に取り組む行動で、次のような特徴を持つものです。

- (1) 自主性・自立性に基づく活動
- (2) 市民の生活の向上や改善に結びつき、社会に貢献する活動
- (3) 継続的な活動
- (4) 営利を目的としない活動
- (5) 市民に対し常に活動内容が開かれた活動

ただし、主に政治活動や宗教活動を行っている活動は除きます。

## 社会福祉協議会・社会福祉協議会支部

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする組織です。社会福祉協議会は、市町村、都道府県及び全国の各段階に組織され、本市においては、地区単位に社会福祉協議会支部が組織されています。

## 社会福祉の基礎構造改革

昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正が行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するための改革です。1998(平成10)年6月の中央社会福祉審議会の社会福祉構造改革分科会において「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」に全体像が示されています。

## 社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、2000(平成12)年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正されました。

## 住民参加・住民参画

住民参加は社会福祉活動などに地域住民の積極的な参加・協力を推進すること、住民参画は活動の企画から地域住民が直接携わって組み立てることをいいます。地域援助活動の場合、地域住民が、地域の福祉問題を自らの手で解決しようとする性格のため、住民の積極的な参加・協力は不可欠のものです。

本計画は、住民参画の取り組みを重点において策定されています。

## 生涯学習

人間は学齢期だけでなく、生涯にわたって学び成長する可能性を持っており、その学習が保障されるべきだとする考え方のこと。生涯教育ともいいます。

1997(平成9)年3月、本市は「岐阜市生涯学習基本計画(市民生きがいプラン)」を策定しました。この計画においては、生涯学習の概念を「人の生涯にわたる学びの総体」と考え、生涯学習を「市民の生き方」とする幅広い考え方を示しています。

## シルバー人材センター

地域社会との相互交流・連携を目指す公共性・公益性の高い社団法人(公益法人)で、「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」(昭和46年法律第68号)により、シルバー人材センター事業を行う法人として位置付けられています。

高齢者が組織的に働くことを通じて、追加的収入を得るとともに、健康を保持し、生きがいを持ち、地域社会に貢献するという「自主・自立、共働・共助」の理念を基本としています。

## 人材バンク

本計画では、地域の市民活動などに貢献したい人や協力してくれる人をその能力や技能にあわせて登録し、要望に応じてもとめる人に紹介する仕組みのことを指します。

## スプロール(スプロール現象)

住宅が郊外の安い土地に不規則に進出し、都市が無計画に拡大していくことをいいます。

## 青少年育成市民会議

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、生きる力を持ち、人間性豊かな社会人として成長することを支援するため、地域社会における青少年育成活動を支援し広げていくための組織です。49 の地区ごとに単位市民会議があります。

家庭部会、少年育成部会、青年育成部会、社会環境部会の4部会があります。

## 措置制度

行政の職権による処分によって、必要なサービスなどを受けることのできる仕組みをいいます。

措置制度においては、市民がどのようなサービスを受けられるのかなどについては行政が決定してきました。

現在は、社会福祉基礎構造改革に基づいて、市民が受けるサービスを自ら選択する契約制度への転換が図られています。

## 地域活動団体

地域において、自主的に地域活動を行っている団体です。自治会や社会福祉協議会支部、老人クラブなど地縁団体を含め、地域で活動している様々なボランティア団体、NPOなどを指します。

## デイサービス(通所介護)

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。居宅の要介護者または要支援者をデイサービスセンターなどに通わせ、入浴や食事の提供、生活に関する相談・助言、健康状態の確認その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことをいいます。リフト付き車両などによる送迎サービスも行われます。

## 低床バス(ノンステップバス・ワンステップバス)

地面から床面までの高さが低く(ノンステップバスは33cm、ワンステップバスは54.5cm以下)、車いす使用者が利用できるなどの特長を持つバリアフリー化されたバス。乗降口に段差のないノンステップバスと段差が1段あるワンステップバスがあります。

## 特別養護老人ホーム

老人福祉法に規定する老人福祉施設の一つです。介護保険法においては、介護老人福祉施設とされています。65歳以上の者で身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させて養護することを目的とする入所施設です。

## ニーズ

必要、要求のこと。

## ネットワーク

一般には、網目状の構造とそれを力動的に維持するための機能を意味します。社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係や活動団体のつながりや相互連携の意味で用いることが多くあります。

## ノーマライゼーション

「障害のある人など社会的に不利を負う人を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を受けられるようにする」という考え方で、そのために、共に支え合い、互いに尊重しながら生きる社会を作っていくという基本理念であり、社会的不利のある人が特別視されることなく社会に参加できるということが目標とされています。

## ハード

ハードウェア。コンピューターの入出力装置、記憶装置などの機械類のこと。転じて、行政施策における施設などのことを指します。

## パートナーシップ

行政と民間事業者および市民団体・ボランティアなどが相互の存在意義を確認し、資源を出し合い、対等の立場で、共通する公共目的の実現に向けて協働していくという考え方です。

## ハートフルスクエアG

2002(平成14)年1月からオープンした、本市の生涯学習の多目的拠点施設です。JR岐阜駅東高架下にあり、施設内には生涯学習センター、ボランティア相談コーナー、女性センター、図書館、体育ルーム、消費生活センターがあります。

## バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することです。近年では、物理的な障壁だけでなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁をなくし、自由に社会活動に参画し、いきいきと暮らすことができるようにするという、より広い意味で用いられています。

## ひきこもり（閉じこもり）

身体的・精神的な理由から、学校や勤務先などへ行かず1日のほとんどを家の中や家の周りで過ごすなど、日常生活の行動の範囲が非常に狭く、社会参加していない状態のことを指します。

特に高齢者の場合、身体機能の低下による閉じこもりによってさらに身体機能が衰え、また精神的な刺激も減少することから、「ねたきり」や「痴呆」になる可能性が高くなります。

## ファミリーサポートセンター

地域において、育児・介護の援助を行いたい人と援助を受けたい人がお互い会員となり、助け合う会員組織のこと。

## フィードバック

情報・サービスなどの受け手から送り手へ戻ってくる、反応や意見のこと。送り手はそれを受けてサービス改善などに活かしていきます。

## フォロー

補い、助けること。

## 福祉委員

小地域において、福祉課題の発見や福祉情報の伝達、近隣の協力者の開拓や近隣住民と当事者の結びつけなど、地域のリーダーとして自治会役員や民生委員・児童委員と協力して要支援者の見守り活動や地域生活支援活動を行う協力者のことです。福祉推進員、福祉協力員とも言い、任意に設置されます。

## 福祉教育

行政、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育です。なお、学校教育においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされています。

## プライバシー

個人的な情報で、他者に知られたくない情報のことを指します。

## ふれあい・いきいきサロン

歩いて気軽に集えるところで、公民館など様々な拠点を活用した楽しい仲間づくりの活動です。「閉じこもり」や「痴呆」、「ねたきり」の予防にも有効であり、社会福祉協議会が推進している事業です。健康づくり活動としての取り組みも展開されています。（P.97 参照）

## プロジェクト

研究・事業の計画のこと。さらにプロジェクトチームは、新しい計画や事業に取り組むために設けられた特別のチームのことを指します。

本計画策定においては、保健・福祉だけでなく横断的な庁内プロジェクトチームを設置して取り組みました。（P.11 参照）

## 補完性の原則

小さな単位でできることは小さな単位で行い、そこでは困難なことあるいはより大きな単位で行うことが理に適うことはより大きな単位で補完していくという考え方。市民と行政がともに役割を担う協働のまちづくりを推進する上での基本的な考え方です。

## ホームヘルパー

介護が必要な高齢者や障害のある人などに対して、その人の居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事の他、生活等に関する相談・助言等を行う人を指します。

## ホームレス

都市空間、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者のことをいいます。

## ボランティアコーディネーター

ボランティアセンターなどで、ボランティア活動をしたい人にその希望にあった活動を紹介したり、活動するための情報提供、相談、助言、研修の紹介などの支援を専門に行う人を指します。「つなぐ」ことが中心的な役割です。

## マスタープラン

「全体の基本となる計画」を意味します。

## 民生委員・児童委員

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行なう無給の民間奉仕者です。民生委員法(1948年)により、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。その活動は行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持ちます。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行います。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねます。

本市には、各地区ごとに民生委員児童委員協議会があり、地域福祉活動の推進を担っています。

## 有償ボランティア

ボランティアの語源は「自発的な」。語源どおり、自発的に社会公益活動を行う人や、その活動そのものを指します。団体としてボランティアを行う場合もありますが、個人が日常で行う公益活動(乗り物の席を譲るなど)もボランティアといえます。

多様なボランティア活動の中で、必ずしも無償ではなく、継続的な活動を図るため、活動に対して最低限の報酬をもらう場合(有償ボランティア)もあります。

## ユニバーサルデザイン

「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように製品、建物、環境に配慮した計画、設計である」と言われ、バリアフリーを一歩進めた考え方です。

年齢、性別、能力、国籍など、人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人にとっての暮らしやすい社会の実現を目指しています。

この言葉は、アメリカのノースキャロライナ大学、ロナルド・メイス教授によって提唱されました。

## 老人クラブ

概ね60歳以上の高齢者(通常、高齢者は65歳以上を指す)が会員となって結成する自主的な地域活動団体の一つです。活動内容は、友愛訪問活動、清掃奉仕等の社会奉仕活動、教養講座の開催や歩け歩け運動など、高齢者の健康づくり、生きがいづくりなどをめざした活動を推進しています。

## ワンストップサービス

行政などの窓口において、様々な相談などについて一つの場所で一括して対応し、必要なサービスを受けることができるようにすることです。

その推進に向けて、関連する窓口間の連携や情報の共有化が課題となっています。